

## 鹿児島工業高等専門学校聴講生規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第60条第3項の規定に基づき、聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者

### (入学時期)

第3条 聴講生の入学時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

### (出願手続)

第4条 聴講生として入学を許可する者は、次に掲げる書類に検定料を添え、入学しようとする日の14日前までに校長に願い出なければならない。

- (1) 聴講生入学願書（別記第1号様式）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書

### (入学者の選考)

第5条 校長は、入学志願者について、提出された書類によるほか、面接により選考を行う。

### (入学許可)

第6条 校長は、前条の選考の結果に基づき、所定の期日までに入学料を納付した者について、入学を許可する。

- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

### (指導教員)

第7条 聴講生の聴講する授業科目の履修に関し、必要な指導助言を与えるため、指導教員を置くことができる。

(聴講科目)

第8条 聴講できる授業科目は、実験及び実習以外の科目とする。

(聴講期間)

第9条 聴講期間は、当該年度内とする。ただし、聴講生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。

2 前項の規定により延長を願い出の場合は、聴講期間延長願書(別記第3号様式)を提出しなければならない。この場合において、現に職を有している者は、第4条第5号に掲げる書類を添付するものとする。

3 第1項の規定により聴講期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料の納付)

第10条 聴講生は、入学した月に、聴講科目にかかる授業料の全額を納付しなければならない。

2 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、除籍する。

(授業料等の額)

第11条 検定料、入学料及び授業料の額は、校長が別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(証明書の交付)

第12条 聴講生が、所定の聴講を終了したときは、願い出により履修証明書を交付する。

(聴講の中断又は中止)

第13条 聴講生は、疾病その他やむを得ない事由により、聴講を中断又は中止しようとするときは、校長に願い出て許可を得なければならない。

(退学)

第14条 校長は、聴講生として適当でないと認められる者又は疾病その他の事由により成果の見込みがないと認められる者に対して、退学を命ずることがある。

(学則等の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学則及び学内諸規則を準用する。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校聴講生規則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。

別記第1号様式

聴講生入学願書

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

現住所  
氏名

下記のとおり、聴講生として入学したいので、許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

聴講期間 年 月 日から 年 月 日まで

聴講科目

科目名	単位数	担当教員名	期間
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年

別記第2号様式

誓 約 書

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

このたび貴校に聴講生として入学を許可された以上は、学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校

氏 名 (自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに届け出ます。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名 (自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別記第3号様式

聴講期間延長願書

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

現住所  
氏名

年 月 日から聴講生として受講しておりますが、下記のとおり聴講期間を延長したいので、許可くださるようお願いします。

記

聴講延長期間 年 月 日から 年 月 日まで

聴講科目

科目名	単位数	担当教員名	期間
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年

延長理由